

- 第32条の5 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクに危険物を収納する場合は、当該タンクの容量を超えてはならない。(ほ)
- 2 少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準は、前条第2項第3号から第5号まで及び第7号の規定の例によるほか、次のとおりとする。(す)(ほ)
- (1) 地盤面下に設けられたコンクリート造り等のタンク室に設置し、又は適当な防水措置を講じた厚さ15センチメートル（側方及び下方にあつては、30センチメートル）以上のコンクリートで被覆して地盤面下に設置すること。ただし、第4類の危険物のタンクで、その外面が危険物規則第23条の2の規定の例により保護されている場合又は腐食し難い材質で造られている場合にあつては、この限りでない。(ほ)
 - (2) 自動車等による上部からの荷重を受けるおそれのあるタンクにあつては、当該タンクに直接荷重がかからないようにふたを設けること。
 - (3) タンクは、堅固な基礎の上に固定されていること。
 - (4) タンクは、厚さ3.2ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはこれと同等以上の性能を有するガラス繊維強化プラスチックで気密に造るとともに、圧力タンクを除くタンクにあつては70キロパスカルの圧力で、圧力タンクにあつては最大常用圧力の1.5倍の圧力で、それぞれ10分間行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。(つ)
 - (5) 危険物の量を自動的に表示する装置又は計量口を設けること。この場合において、計量口を設けるタンクについては、計量口の直下のタンクの底板にその損傷を防止するための措置を講ずること。
 - (6) タンクの配管は、当該タンクの頂部に取り付けること。
 - (7) タンクの周囲に2か所以上の管を設けること等により当該タンクからの液体の危険物の漏れを検知する設備を設けること。(ほ)

【解説】

本条第1項は、地下タンクに少量危険物を収納する場合も前条第1項と同様にタンクの容量（タンク実容積の90パーセント）を超えて収納してはならないことを規定したものである。

第2項は、少量危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準について規定している。

なお、複数の地下タンクがタンク室、基礎又はふたを共有して設けられている場合で、タンク容量の合計が指定数量の5分の1以上指定数量未満となるときは、一の少量危険物貯蔵取扱所とし、タンク容量の合計が指定数量以上となるときは、一の地下タンク貯蔵所として規制を受けるものである。

1 第2項第1号

本号では、埋設の方法を規定している。

タンク室に設置する場合は、危険物の蒸気の滞留を防止するため、乾燥砂等をタンク室に充填する必要がある。

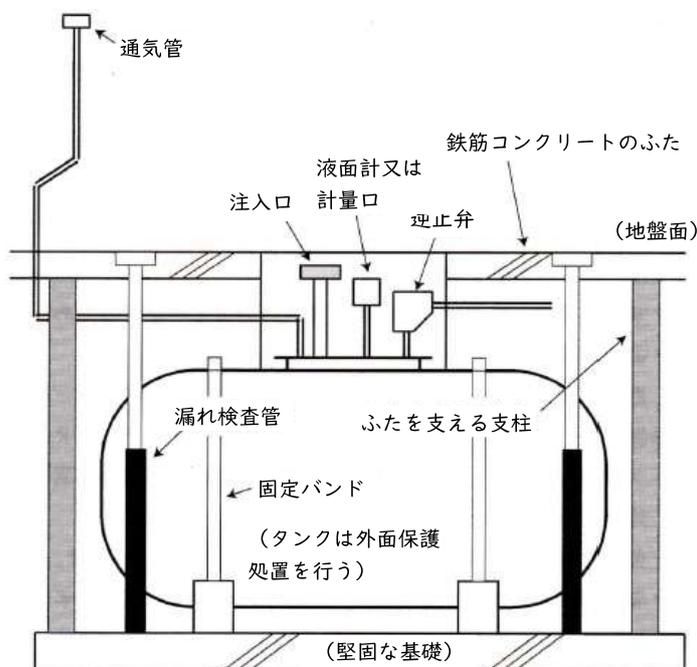
ただし書の例としては、エポキシ樹脂及びウレタンエラストマー樹脂等により防食措置を施したタンク又はガラス繊維強化プラスチック（FRP）で造られたタンク等がある。また、FRP タンクのように腐食し難い材質で造られたものは、外面保護も要しない。

なお、強化プラスチック製二重殻タンクの設置方法については、「強化プラスチック製二重殻タンクにかかる規定の運用について」（平成7年3月28日付け消防危第28号）で基準が示されている。

2 第2項第2号

ふたは、鉄筋コンクリート造りの支柱又は鉄筋コンクリート管を使用した支柱等により支える構造をいう。（図32の5-1参照）

図32の5-1 ふたを支柱によって支える例



3 第2項第3号

地下タンクを基礎に固定する方法は、タンクを直接基礎に固定するものではなく、締め付けバンド及びアンカーボルト等により固定するものとする。この場合、締め付けバンド及びアンカーボルト等にも、さび止め塗装が必要である。

4 第2項第4号

地下タンクの材質・板厚等は次によること。

- (1) 地下タンクの場合は、少量危険物用のものであっても指定数量以上の地下貯蔵タンクと同様に3.2ミリメートル以上の鋼板(SS400)又はこれと同等以上の強度を有する金属板若しくはFRPで造ることとされている。

- (2) 「同等以上の強度を有する金属板」は、次式により算出された数値以上の板厚でなければならない。

$$t = \sqrt{\frac{400}{\sigma}} \times 3.2$$

t : 使用する金属板の厚さ (ミリメートル)
σ : 使用する金属板の引張り強さ (ニュートン毎平方ミリメートル)

- (3) 「圧力タンク」とは、本条及び次条で最大常用圧力が正圧又は負圧で46.7キロパスカル以上のものをいう。

5 第2項第5号

「自動的に表示する装置」については、前条第2項第6号の解説を参照すること。

「損傷を防止するための措置」とは、計量棒があたる部分にタンク本体と同じ材質、板厚のあて板を溶接する措置をいう。

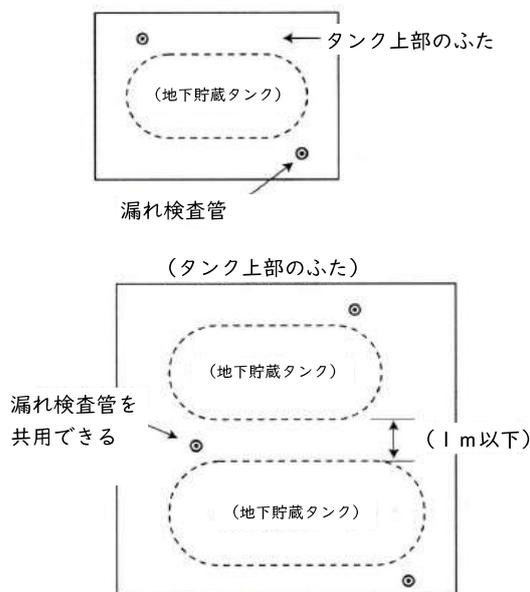
6 第2項第6号

地下タンクの配管は、危険物の漏えいの可能性を極力小さくするために、当該タンクの本体の頂部に取り付けること。

7 第2項第7号

漏れ検査管は、タンク又はタンクに接続する配管からの危険物の漏えいの有無を調べるため、地下水位の位置等を考慮して、適切な位置に2箇所以上設けることを定めたもので、その材質、構造等は次によること。(図32の5-2及び図32の5-3参照)

図32の5-2 漏れ検査管設置例



- (1) 材質は、金属又は硬質塩化ビニールとすること。
- (2) 深さは、地盤面からタンク基礎までとすること。
- (3) 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上部は、小孔のない単管とすることができる。
- (4) 上端部は、水が浸透しないようにふたを設け、かつ、ふたは点検等の際容易に開放できるもの

とすること。

- (5) 2以上の地下タンクを1メートル以下に接近して隣接して設ける場合は、漏れ検査管を共有してもよいものであること。

図 32 の 5 - 3 漏れ検査管構造の例

